

付 議 第 11 号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「高知県立武道館」を「、高知県立武道館」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休館日を」に改める。

第4条第1項ただし書中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に、「休日」を「休日（別表において「休日」という。）」に改め、同条第2項中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第5条第1項中「に掲げる」を「に定める」に、「その附属設備等（次項第4号において「許可施設等）」を「その附属設備（以下「許可施設）」に、「同項」を「次項」に改め、同条第2項第4号中「許可施設等」を「許可施設」に改める。

第6条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第7条の見出しを「（利用料金の納付）」に改め、同条中「第5条第1項の許可」を「武道館の利用」に改める。

第9条中「定める基準額」を「定める利用料金の基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この条において「税込み基準額」という。）」に、「当該基準額」を「税込み基準額」に、「承認を受けて」を「承認を得て」に改める。

第12条第1項中「できない場合にあっては」を「できない場合は」に改め、同条第2項

中「基準額」を「利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に、「同表備考中」を「同表備考（備考6を除く。）中」に改める。

第13条第1項中「武道館を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「武道館の施設」に改める。

第14条中「施設」を「武道館の施設」に改める。

第15条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第5号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第16条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第17条第1項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「支援する」を「及び支援する」に改める。

第18条第3号中「経費」を「経費等」に改め、同条第4号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第19条中「に対し」を「に対して」に改める。

第20条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第22条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第12条関係）

1 本館

区分						利用料金の基準額					
						午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	延長1時間につき
団体利用	試合場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	半面	学生	1,720円	1,950円	910円	910円	4,500円	630円
				一般	3,570円	3,790円	1,950円	1,950円	8,890円	1,150円	
			全面	学生	3,570円	3,790円	1,950円	1,950円	8,890円	1,150円	
				一般	7,050円	7,620円	3,790円	3,790円	17,360円	2,310円	
		入場料を徴収する場合	全面	13,880円	15,040円	7,620円	7,620円	35,870円	4,500円		
		アマチュアスポーツ以外	全面	27,770円	30,080円	15,040円	15,040円	71,490円	8,890円		
	練習	アマチュアスポーツ	学生	680円	730円	390円	390円	1,720円	210円		

	場		一般	1,370円	1,480円	730円	730円	3,570円	500円
個人利用	試合場又は練習場	学生		—	—	—	—	50円	—
		一般		—	—	—	—	190円	—
研修室	アマチュアスポーツ			630円	630円	390円	390円	1,620円	210円
	アマチュアスポーツ以外			1,950円	1,950円	1,150円	1,150円	4,840円	630円
会議室	アマチュアスポーツ			500円	500円	210円	210円	1,260円	110円
	アマチュアスポーツ以外			1,480円	1,480円	730円	730円	3,670円	500円
附属設備	拡声装置			390円	390円	210円	210円	1,030円	110円
	試合場照明		半面	1時間につき210円					
			全面	1時間につき500円					
	冷暖房設備	試合場	冷房	1時間につき2,610円					
暖房			1時間につき3,650円						

		房	
	練習場	冷房	1時間につき390円
		暖房	1時間につき340円

2 分館（弓道場）

区分		利用料金の基準額					
		午前 8 時 30 分 から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分 から午後 9 時まで	延長 1 時間につき
団体利用	学生	680円	730円	390円	390円	1,720円	210円
	一般	1,370円	1,480円	730円	730円	3,570円	500円
個人利用	学生	—	—	—	—	50円	—
	一般	—	—	—	—	190円	—
附属設備	拡声装置	390円	390円	210円	210円	1,030円	110円

備考 1 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が本館の試合場に入場する者から徴収する対価を、「学生」とは幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。

2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時（休日にあつては、午後5時）から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。

る。

- 3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 4 寒げい古等で許可施設を時間外に利用する場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて得た額とする。
- 5 本館の試合場を利用する場合において、アマチュアスポーツで入場料を徴収しないときは、時間単位で利用することができるものとし、その場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて計算する。
- 6 個人の学生の本館の試合場及び練習場並びに分館（弓道場）の1月単位の利用（学生である個人が1月単位の本館の試合場及び練習場を単独又は併用で又は分館（弓道場）を利用することをいい、当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする。）に係る利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき260円とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立武道館の利用料金及び使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 武道その他のスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として、高知県立武道館（以下「武道館」という。）を高知市に設置する。

2 略

（休館日）

第3条 武道館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第4条 武道館の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（別表において「休日」という。）にあつては、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

（利用の許可等）

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 武道その他のスポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として高知県立武道館（以下「武道館」という。）を高知市に設置する。

2 略

（休館日）

第3条 武道館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第4条 武道館の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要であると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に定める施設及びその附属設備（以下「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設を利用させることが不適當であると認めるとき。

3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(利用料金の納付)

第7条 利用者は、第9条の規定により定められた武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

第5条 別表第1に掲げる施設及びその附属設備等（次項第4号において「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。同項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不適當であると認めるとき。

3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(利用料金)

第7条 利用者は、第9条の規定により定められた第5条第1項の許可に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の承認)

第9条 利用料金の額は、別表第2に定める利用料金の基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この条において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第12条 武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第7条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第2に定める利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考（備考6を除く。）中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 略

(原状回復義務)

(利用料金の承認)

第9条 利用料金の額は、別表第2に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第12条 武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、第7条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第2に定める基準額と同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 略

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに武道館を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった武道館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 武道館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により武道館の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 武道館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、武道館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、

第13条 武道館を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、武道館を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 武道館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 武道館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、武道館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要であると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、

当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 略

（指定管理者の指定等）

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) 武道館における県民の活動を理解し、及び支援することができるものであること。

2 略

（事業報告書の作成及び提出）

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第20条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 業務に係る経費等の収支状況

当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に規定する業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 略

（指定管理者の指定等）

第17条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できるものであること。

(4) 武道館における県民の活動を理解し、支援することができるものであること。

2 略

（事業報告書の作成及び提出）

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第20条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 業務に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による武道館の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第19条 教育委員会は、武道館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者が職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2（第9条、第12条関係）

1 本館

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による武道館の管理の実態を把握するために教育委員会が必要であると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第19条 教育委員会は、武道館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者が職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2（第9条、第12条関係）

1 本館

						利用料金の基準額					
						午前 8時 30分 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 まで	午前 8時 30分 から 午後 9時 まで	延長 1時 間 に つき
団 体 利 用	試 合 場	アマ チュ ア	入場 料を 徴収 しな い場 合	半 面	学 生	1,720 円	1,950 円	910円	910円	4,500 円	630円
				一 般	一 般	3,570 円	3,790 円	1,950 円	1,950 円	8,890 円	1,150 円
		ポ ー ツ	入場 料を 徴収 する 場合	全 面	学 生	3,570 円	3,790 円	1,950 円	1,950 円	8,890 円	1,150 円
				一 般	一 般	7,050 円	7,620 円	3,790 円	3,790 円	17,360 円	2,310 円
ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ 以 外	全 面	入場 料を 徴収 する 場合	全 面	学 生	13,880 円	15,040 円	7,620 円	7,620 円	35,870 円	4,500 円	
			一 般	一 般	27,770 円	30,080 円	15,040 円	15,040 円	71,490 円	8,890 円	

						基準額 (円)					
						午前 8時 30分 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 まで	午前 8時 30分 から 午後 9時 まで	延長 1時 間 に つき
団 体 利 用	試 合 場	アマ チュ ア	入場 料を 徴収 しな い場 合	半 面	学 生	1,800	2,040	950	950	4,720	660
				一 般	一 般	3,740	3,970	2,040	2,040	9,330	1,200
		ポ ー ツ	入場 料を 徴収 する 場合	全 面	学 生	3,740	3,970	2,040	2,040	9,330	1,200
				一 般	一 般	7,400	8,000	3,970	3,970	18,220	2,420
ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ 以 外	全 面	入場 料を 徴収 する 場合	全 面	学 生	14,570	15,790	8,000	8,000	37,660	4,720	
			一 般	一 般	29,150	31,580	15,790	15,790	75,060	9,330	

	練習場	アマチュア	学生	680円	730円	390円	390円	1,720円	210円
		スポーツ	一般	1,370円	1,480円	730円	730円	3,570円	500円
個人利用	試合場又は練習場	学生		二	二	二	二	50円	二
		一般		二	二	二	二	190円	二
研修室		アマチュアスポーツ		630円	630円	390円	390円	1,620円	210円
		アマチュアスポーツ以外		1,950円	1,950円	1,150円	1,150円	4,840円	630円
会議室		アマチュアスポーツ		500円	500円	210円	210円	1,260円	110円
		アマチュアスポーツ以外		1,480円	1,480円	730円	730円	3,670円	500円
附属設備		拡声装置		390円	390円	210円	210円	1,030円	110円
		試合場照明	半面	1時間につき210円					
			全面	1時間につき500円					

	練習場	アマチュア	学生	710	760	400	400	1,800	220	
		スポーツ	一般	1,430	1,550	760	760	3,740	520	
個人利用	試合場・練習場	学生		二	二	二	二	50	二	
		一般		二	二	二	二	200	二	
研修室		アマチュアスポーツ		660	660	400	400	1,700	220	
		アマチュアスポーツ以外		2,040	2,040	1,200	1,200	5,080	660	
会議室		アマチュアスポーツ		520	520	220	220	1,320	110	
		アマチュアスポーツ以外		1,550	1,550	760	760	3,850	520	
設備		拡声装置		400	400	220	220	1,080	110	
		試合場照明	半面	1時間につき						220
			全面	1時間につき						520

		面	
冷暖房 設備	試合場	冷房	1時間につき2,610円
		暖房	1時間につき3,650円
	練習場	冷房	1時間につき390円
		暖房	1時間につき340円

2 分館（弓道場）

区分		利用料金の基準額					
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	延長1時間につき
団体利用	学生	680円	730円	390円	390円	1,720円	210円
	一般	1,370円	1,480円	730円	730円	3,570円	500円
個人利用	学生	二	二	二	二	50円	二
	一般	二	二	二	二	190円	二
附属設備	拡声装置	390円	390円	210円	210円	1,030円	110円

備考 1 この表において、「入場料」とは入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用者が本館の試合場に入場する者から徴収する対価を、「学生」とは幼稚園児、

		面	
冷暖房 設備	試合場	冷房	1時間につき 2,740
		暖房	1時間につき 3,830
	練習場	冷房	1時間につき 400
		暖房	1時間につき 350

2 分館（弓道場）

区分		基準額（円）					
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	延長1時間につき
団体利用	学生	710	760	400	400	1,800	220
	一般	1,430	1,550	760	760	3,740	520
個人利用	学生	二	二	二	二	50	二
	一般	二	二	二	二	200	二
設備	拡声装置	400	400	220	220	1,080	110

備考 1 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称にかかわらず、利用する者が入場する者から徴収する対価をいう。

小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。

2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時（休日にあつては、午後5時）から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。

3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

4 寒げい古等で許可施設を時間外に利用する場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて得た額とする。

5 本館の試合場を利用する場合において、アマチュアスポーツで入場料を徴収しないときは、時間単位で利用することができるものとし、その場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて計算する。

2 この表において、「学生」とは幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者をいう。

3 利用料金の算定の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

4 寒げい古等時間外の利用に係る利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて得た額とする。

5 アマチュアスポーツで、入場料を徴収しない場合の利用料金は、時間単価で算定することができるものとし、この場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて得た額とする。

6 利用料金の算定において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該

6 個人の学生の本館の試合場及び練習場並びに分館（弓道場）の1月単位の利用（学生である個人が1月単位で本館の試合場及び練習場を単独又は併用で又は分館（弓道場）を利用することをいい、当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする。）に係る利用料金の基準額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき260円とする。

利用時間又は当該端数を1時間として算定する。

7 個人の学生の本館の試合場及び練習場並びに分館（弓道場）の1月単位の利用（当該利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月も1月とする。）に係る利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、1人1月につき270円を基準額とする。

8 基準額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を含むものとする。